

## 子ども・子育て支援新制度の概要について

### ■1 子ども・子育て支援新制度とは

子ども・子育て支援新制度は、質の高い幼児教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を実施し、妊娠、出産から育児までの切れ目ない支援を行うことを通じて、全ての子どもが健やかに成長するように支援することを目的として、次の3つの法律が平成24年8月に成立しました。

「子ども・子育て支援新制度」は、平成27年4月に本格スタートを予定しています。

#### (1) 子ども・子育て支援法

幼稚園と保育所の利用手続きや公費負担の仕組みが一本化される

#### (2) 認定こども園法の一部改正

幼保連携型認定こども園について、幼稚園部分と保育所部分の別々になっている認可・指導監督が一本化される

#### (3) 関係法律の整備法

上記2つの法律の施行に伴い、児童福祉法などの関係法律が改正された

### ■2 現行制度からの主な変更点

#### (1) 市町村が制度の実施主体に位置付けられる

「幼稚園の所管は北海道」「保育所の所管は市」となっている制度の実施主体を、市町村に一本化するほか、5年を一期とする子ども・子育て支援事業計画を策定し、計画的に幼児期の学校教育・保育、地域子ども・子育て支援を提供する責務を負う。

#### (2) 幼児期の学校教育・保育の提供を「個人への給付」に変更

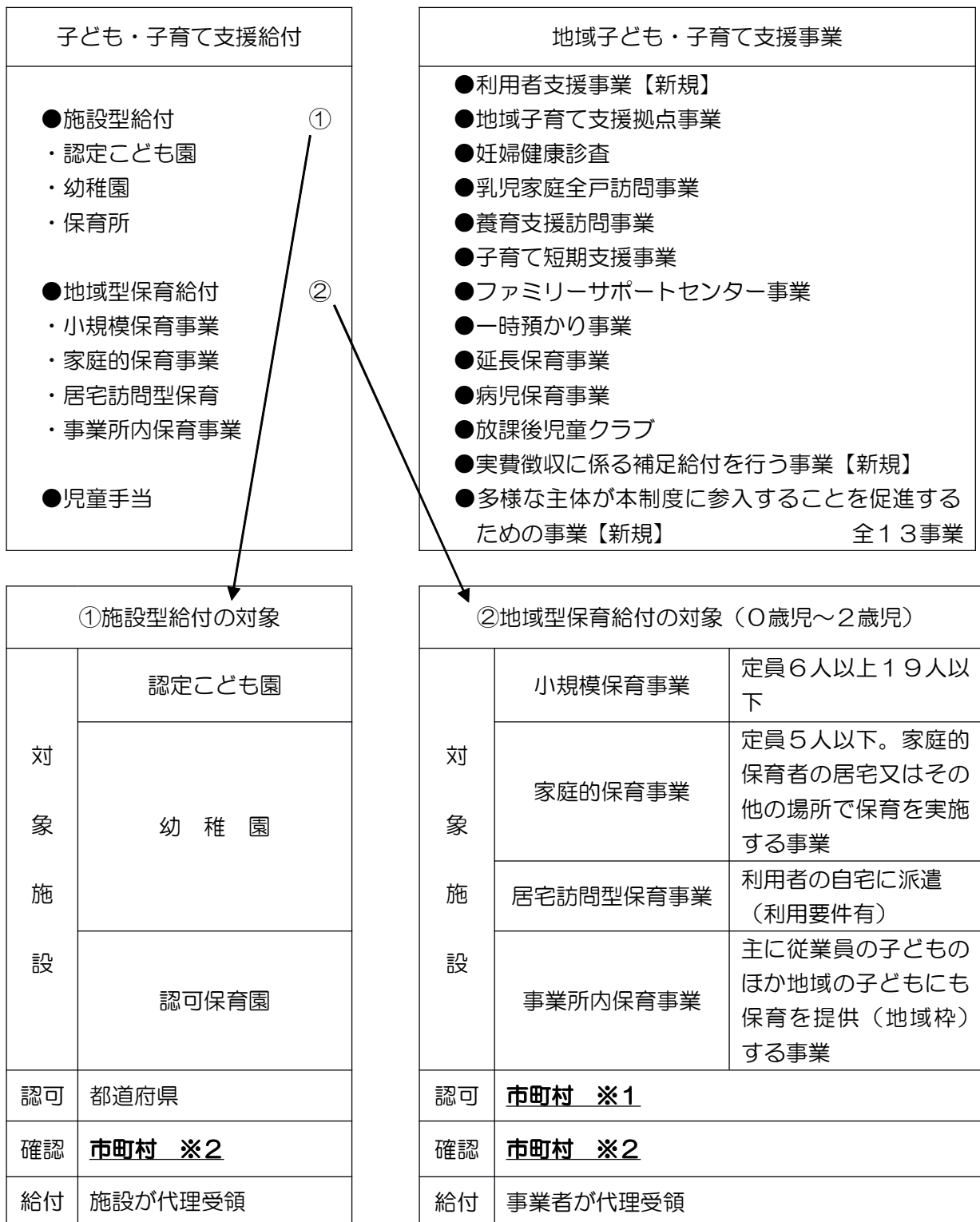
3歳児以上のすべての子どもへの学校教育と保育の必要性がある子どもへの保育を、個人の権利として保障する観点から給付制度を導入し、認定こども園・幼稚園・保育所・小規模保育事業等、いずれの施設を利用した場合でも、共通のしくみで公費対象となる。(私学振興での幼稚園を除く)

#### (3) 子ども・子育て支援の量・質の改善

量の拡充として、市町村による計画的な整備、小規模保育等(新たに公費対象として追加)の多様な保育の充実などが図られる。

### ■3 子ども・子育て支援新制度の全体像

新制度による子ども・子育て支援サービスは「給付」と「事業」で構成されます。



※1 国が定める基準を踏まえ「家庭的保育事業等の設備及び運営基準に関する基準条例」として市町村が策定

※2 国が定める基準を踏まえ「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準条例」として市町村が策定

#### ■4 給付対象としての「認可」と「確認」

新制度における「施設型給付」と「地域型保育給付」の支給対象となるためには、「認可」と合わせて「確認」を受けることが必要です。

「認可」の趣旨・・・目的に合致した基準を満たしていること

「確認」の趣旨・・・支給対象施設・事業であること

#### ○「確認」を受けられることができる主体

確認を受けられることができる教育・保育施設（認定こども園、幼稚園、保育所）の設置者は「法人に限る」（施行前に現に認可を受けている施設は除く）とされています。（支援法第31条第1項）

地域型保育事業（小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業）については、法人でない場合でも対象となります。

#### ○確認を受けるための基準

各施設・事業の認可基準を満たす（認可を受ける）とともに、「運営に関する基準」を満たす必要があります。基準は次のとおりです。

- 1 施設の目的及び運営の方針
- 2 提供する特定教育・保育の内容
- 3 職員の職種、員数及び職務の内容
- 4 特定教育・保育等を提供する日及び時間（開所時間）、提供を行わない日（休業日）
- 5 利用者負担の種類、額、支払を求める理由
- 6 区分ごとの利用定員
- 7 特定施設・事業の利用開始・終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項
- 8 緊急時における対応方法
- 9 非常災害対策
- 10 虐待防止のための措置に関する事項
- 11 その他施設の運営に関する重要事項

※施行の際、現に幼稚園・保育所の認可を有する施設、認定こども園の認定を受けている施設は、教育・保育施設としての確認があったとみなされます。（みなし確認）

■5 施設型給付費等の支給を受ける子どもの認定区分等

子ども・子育て支援法では、教育・保育を必要とする子どもについて3つの認定区分が設けられ、これに従って施設型給付等が行われます。

○教育・保育給付を受ける場合は、子どもの年齢や保育の必要性に応じた認定（1号、2号、3号）を受ける必要があります。

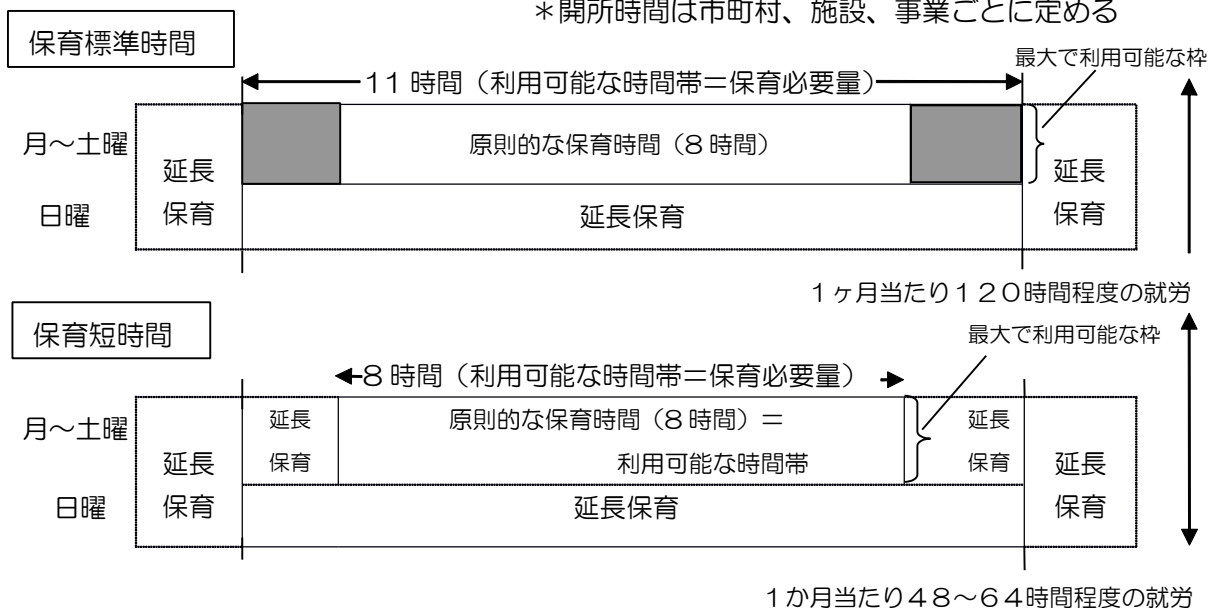
○2号、3号（保育を必要とする）事由は、内閣府令で定められています。また、「保育の必要量」として「保育標準時間（利用）」と「保育短時間（利用）」の2区分が設けられています。

○認定区分に応じて利用できる施設や事業が異なります。

認定区分	給付の内容	利用定員を設定し給付を受けることとなる施設・事業
<b>■1号認定の子ども</b> <b>満3歳以上</b> の小学校就学前の子どもであって、 <b>2号認定子ども以外</b> のもの	教育標準時間（利用）	幼稚園 認定こども園
<b>■2号認定の子ども</b> <b>満3歳以上</b> の小学校就学前の子どもであって、 <u>保護者の労働又は疾病その他の事由により家庭において必要な保育を受けることが困難</u> であるもの	保育短時間（利用） 保育標準時間（利用）	保育所 認定こども園
<b>■3号認定の子ども</b> <b>満3歳未満</b> の小学校就学前の子どもであって、 <u>保護者の労働又は疾病その他の事由により家庭において必要な保育を受けることが困難</u> であるもの	保育短時間（利用） 保育標準時間（利用）	保育所 認定こども園 小規模保育事業等 (基本は保育短時間)

■保育の必要量のイメージ（一般的な保育所のように月曜日～土曜日開所の場合）

\*開所時間は市町村、施設、事業ごとに定める



- 保育の提供にあたって、子どもに対する保育がこま切れにならないようにする観点や、施設・事業者において職員配置上の対応を円滑にできるようにする観点などから、主にフルタイムの就労を想定した「保育標準時間」と、主にパートタイムの就労を想定した「保育短時間」の2区分を設定します。
- この2つの区分のもと、必要性の認定を受けた上で、それぞれの家庭の就労実態等に応じてその範囲の中で利用することが可能な最大限の枠として保育必要量を設定します。

■保育の必要性の認定にかかる事由

現行の「保育に欠ける」事由	新制度における「保育の必要性」の事由
<p>●以下のいずれかの事由に該当し、かつ、同居の親族その他の者が当該児童を保育することができないと認められること</p> <p>①昼間労働することを常態としていること</p> <p>②妊娠中であるか又は出産後間もないこと</p> <p>③疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること</p> <p>④同居の親族を常時介護していること</p> <p>⑤震災・風水害・火災その他の災害の復旧に当たっていること</p> <p>⑥前各号に類する状態にあること（その他）</p>	<p>●以下のいずれかの事由に該当すること ※同居の親族その他の者が当該児童を保育することができる場合、その優先度を調整することが可能</p> <p>①就労【フルタイムのほか、パートタイム、夜間など基本的にすべての就労に対応（一時預かりで対応可能な短時間の就労は除く）】</p> <p>②妊娠、出産</p> <p>③保護者の疾病、障害</p> <p>④同居又は長期入院等している親族の介護・看護</p> <p>⑤災害復旧</p> <p>⑥求職活動【起業準備も含む】</p> <p>⑦就学【職業訓練校等における職業訓練を含む】</p> <p>⑧虐待やDV（同居配偶者・内縁関係者への家庭内暴力）のおそれがあること</p> <p>⑨育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること</p> <p>⑩その他、上記に類する状態として市町村が認める場合</p>

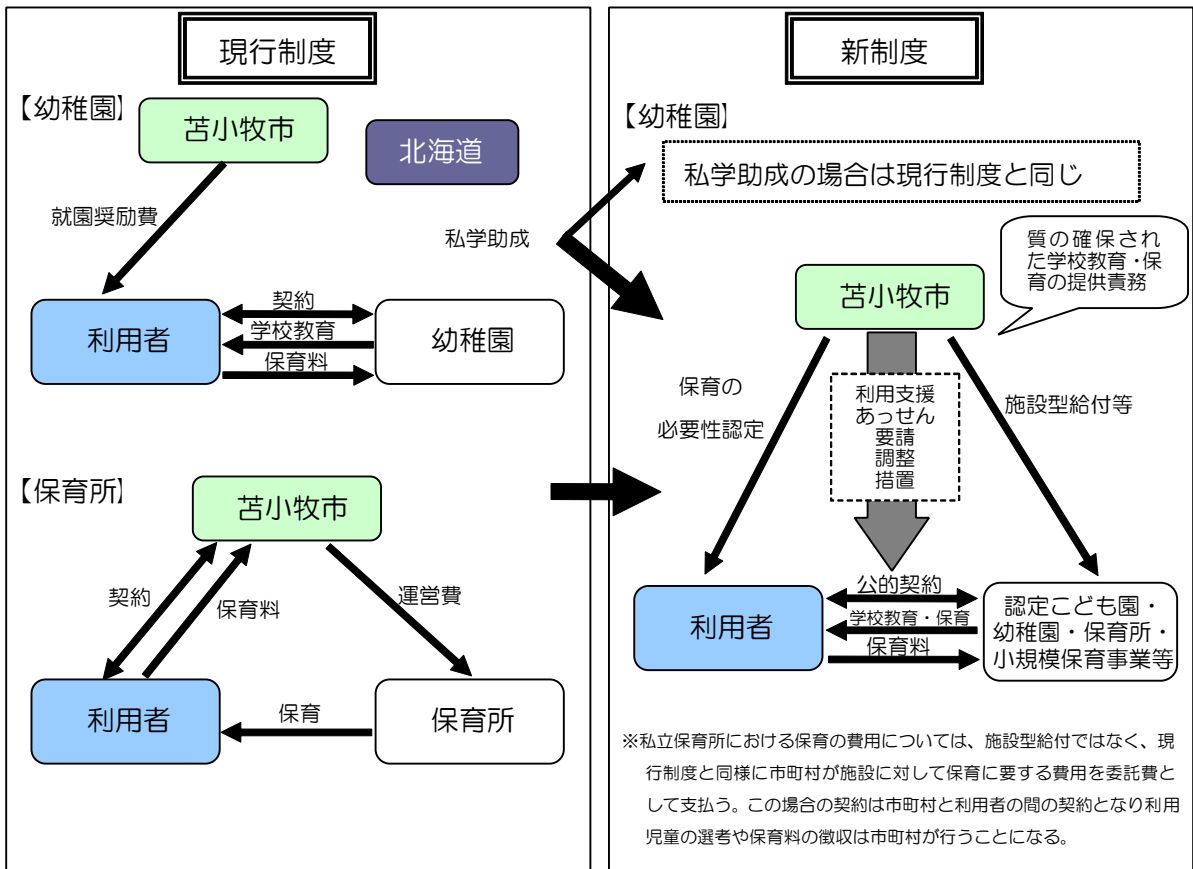
■6 利用者負担について

新制度における利用者負担については、応能負担を基本とした共通のしくみとなり、国が定める水準を限度として、実施主体である市町村が地域の実情に応じて定める必要があります。

- 市町村では、教育標準時間利用（1号認定）の子どもについては、現行の幼稚園就園奨励費を考慮し、また、保育認定（2号、3号認定）の子どもについては、現行の保育運営費による保育料の設定を考慮して、それぞれ利用者負担を検討します。（その際、両者の整合性の確保に配慮）

■7 新制度の「給付」「利用手続き」の流れ

■新制度の「給付」の流れ



■利用手続きの流れ



※新制度の利用に係る保育料は、保護者の所得に応じた支払が基本となります。また、契約・支払先は、利用する施設によって異なります。

■8 地域型保育事業イメージ（現行制度から新制度への移行イメージ）

現在の 施設形態	新 制 度 の 施 設 形 態			給付対象外
	定員	給 付 対 象		
		施設型給付	地域型保育給付	
認可外保育施設 事業所内保育所	20人 ↑ ↓	保育所	事業所内保育事業 *1 地域枠あり	事業所内保育所 認可外保育施設
	19人 ↑ ↓ 6人	小規模保育事業 (A型・B型・ C型)		
	5人 ↑ ↓ 1人	家庭的保育事業 居宅訪問型保育事業		

※1 地域において保育を必要とする従業員の子ではない乳幼児の受入れを行うこと。(受入枠の基準あり)